

横浜市ミニバスケットボール連盟規約

第一章 名 称

第一条 本会は、横浜市ミニバスケットボール連盟と称し、事務所を理事長宅に置く。

第二章 目 的

第二条 本会は、ミニバスケットボールの普及発展と青少年の健全な心身の育成を目的とするとともに加盟チーム間の親睦をはかる。

第三章 組 織

第三条 本会は、次の各連盟に登録された横浜市内のミニバスケットボールチームをもって組織する。

1. 横浜市西部ミニバスケットボール連盟
2. 横浜市南部ミニバスケットボール連盟
3. 横浜市北部ミニバスケットボール連盟
4. 横浜市中心部ミニバスケットボール連盟

第四章 事 業

第四条 本会は、第二条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 横浜市ミニバスケットボール大会
2. 各講習会および交歓会
3. ミニバスケットボールの指導普及ならびに啓蒙に関すること
4. その他、本会の目的達成に必要な事業
5. 定期総会
6. 臨時総会
7. 理 事 会

第五章 役 員

第五条 本会は、下記の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 理 事 長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 常任理事 (総務・財務・競技・審判・広報・技術・渉外普及・ブロック代表) 各1名
6. 理 事 (総務・財務・競技・審判・広報・技術・渉外普及) 若干名
7. 顧 問 若干名
8. 参 与 若干名
9. 保護者会 各連盟より1名

第六条 本会の役員は、次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
(会長、副会長がともに事故ある時はその職務を理事長が代行する。)
3. 理事長は、会務を掌握し、その執行の責任者となる。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
5. 常任理事(総務)は、本会活動の記録・保管をするとともに事業推進などの庶務や通信連絡等の事務を行う。
(財務)は、本会の財務全般を統理する。
(競技)は、本会主催の大会を企画・運営する。
(審判)は、審判技術などの向上のため、ルール伝達などの業務を行う。
(広報)は、加盟団体へ大会の途中経過及び結果等の集約や報道連絡をし、新聞社等へ連絡を行う。
(技術)は、加盟団体の技術向上と児童間の親睦をはかるため講習会の企画・運営をする。
(渉外普及)は、関係諸団体との交渉等を行い、ミニバスケットボールの普及に努める。
(ブロック代表)は、市連盟と各ブロック連盟との情報交換を行い、ブロック連盟の会務の執行をする。
6. 理事は、常任理事とともに会務を分掌し、執行する。

第七条 本会役員を選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長、理事長、副理事長、ブロック代表、常任理事、理事の七役は、前任七役の原案をもとに総会において選出する。
2. 顧問・参与は、理事会の推薦により総会で承認された者とする。

第八条 本会の役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第九条 役員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残存期間とする。ただし、選出は理事会で行う。

第六章 会 議

第十条 本会の会議は、総会及び常任理事会、理事会、各委員会とする。

第十一条 総会は本会の最高議決機関とし、次の通りとする。

1. 総会は、本会役員と各加盟チームの代表者によって構成される。
2. 総会は構成員の半数以上の出席で成立し、その過半数の決議によって議決する。
3. 定期総会は年1回会長が召集する。(原則として3月)
4. 臨時総会は1/3以上の構成員の署名による要求がある場合、または理事会が必要と認めた場合、会長が召集する。

第十二条 常任理事会は、本会の運営が円滑に進められるようその必要が生じたとき、協議し執行する。

1. 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、ブロック代表、常任理事によって構成される。
2. 理事長は、必要に応じて常任理事を召集する。
3. 常任理事会は、構成員の半数以上の出席で成立し、その過半数の決議によって議決する。

第十三条 理事会は、総会に次ぐ決定機関として、本会の運営が円滑に進められるようその必要が生じたとき、協議し、執行する。

1. 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、保護者会地区代表によって構成される。
2. 理事長は、必要に応じて理事会を召集する。
3. 理事会は、構成員の半数以上の出席で成立し、その過半数の決議によって議決する。

第十四条 本会には、次の委員会を置き、常任理事を委員長として運営される。

(総務) (財務) (競技) (審判) (技術) (広報) (渉外普及)

各委員長は、必要に応じて、理事長の承認を得て委員会を召集する事ができる。

第七章 会 計

第十五条 本会の経費は、加盟団体の会費、各種補助金、その他寄附金等の収入をもってこれにあてる。

第十六条 加盟団体は、連盟の運営経費として、登録と同時に納入する。なお、会費は別に定める。

第十七条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第十八条 本会の予算案は財務が作成し、総会の承認を得なければならない。

第十九条 決算報告書は財務が作成し、会計監査員が監査のもとに、総会の承認を得なければならない。

第八章 登 録

第二十条 本会に加盟する団体は、本会の趣旨を尊重し、次の条件を満たした団体とする。

加盟は、団体の所属するブロック連盟を経て行う。

1. 所定の加盟登録書を期限までに会費とともに提出する。ただし、年度途中の場合には理事会の承認で代行できる。
2. 次の加盟登録事項を満たしていること。
 - イ. 団体の名称
 - ロ. 保護者会代表者の氏名、連絡先
 - ハ. 連絡責任者の氏名、連絡先
 - ニ. 指導者代表の氏名、連絡先
 - ホ. 登録会員の氏名、学年
 - ヘ. 主たる年間活動計画書
 - ト. 主たる活動場所
3. 加盟登録事項に途中変更が生じた時は、すみやかに本会に連絡すること。

第二十一条 本会の加盟団体で次の場合はその資格を失う。

1. 登録有効期間を過ぎても更新手続きをとらなかった時。
2. 本会の目的に反する行動をとり、本会の名誉を棄損した時。
3. 加盟団体からの脱退の申請があり、理事会でこれを認めた場合。
4. 上記の2については、理事会において協議し、総会において決議する。

第九章 規約改正

第二十二条 本会規約は、理事会の決定により発議し、総会において出席会員の2/3以上の承認を得て成立する。

第十章 会計監査

第二十三条 会計監査は、各ブロック連盟より2名選出され、決算の監査を行う。

第十一章 附 則

第二十四条 本会主催の競技大会、交歓会、講習会等で事故が起きた場合、救急処置はするが、本会では責任はとらない。

第二十五条 本会の会務を円滑にするため、加盟団体の保護者会によって保護者会連絡協議会を置く。

第二十六条 この規約を実行するために必要な細則は、別に定めることができる。

第二十七条 本規約は、昭和53年12月20日より発効する。

平成26年3月23日一部改正